

インターネット接続サービス契約約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

株式会社新川インフォメーションセンター（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）の規定に従い、インターネット契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これに基づきインターネット接続サービスを提供します。

第2条 (約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他提供条件は、変更後の約款によります。なお、最新の約款は当社WEBサイトにて公開します。

第3条 (用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の説明
1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気通信設備
2. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること。その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3. 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4. 電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
5. インターネット接続サービス	当社が提供するインターネットプロトコルによる符号の形式で他人の通信を媒介するサービス
6. インターネット接続サービス取扱所	インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所 当社の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7. 加入契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
8. 加入者	当社と加入契約を締結している者
9. 加入者回線	加入契約に基づき、当社の交換設備と加入者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
10. 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、電気通信設備の部分の設置の場所が他の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
11. 端末接続装置	当社電気通信回線の終端に位置し、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
12. 自営端末設備	加入者が設置する端末設備

13. 自営電気通信設備	第一種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって端末設備以外のもの
14. 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
15. 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び回線端末等の接続の技術基準

第2章 加入契約

第4条（インターネット接続サービスの種別）

当社が提供するインターネット接続サービスには、別に定める料金表に規定する種別があります。

第5条（加入契約の単位）

当社は、加入契約回線1回線毎に加入契約を締結します。

第6条（加入申込の方法）

インターネット接続サービスの加入契約の申込をするときは、当該サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した当社所定の加入契約申込書を提出していただきます。

第7条（加入申込の承諾等）

1. 当社は、インターネット接続サービスの提供をするために必要な電気通信設備に余裕がないときは、原則として受け付けた順序に従って承諾します。
2. 当社はインターネット接続サービスの提供をするために必要な電気通信設備に余裕がないときは、その承諾を延期することがあります。
3. 当社は、前2項にかかわらず、次の各号に該当する場合には、その加入申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 申込に係るインターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置、又は装置の保守が当社の業務の遂行上又は技術上著しく支障があると認められる場合。
 - (2) インターネット接続サービスの申込者が、当該申込に係る契約上の義務を怠るおそれがあることが明らかである場合。
 - (3) インターネット接続サービスの申込者が第33条（提供の停止）に該当する場合。
 - (4) インターネット接続サービスの加入契約申込書に虚偽の事実を記載した場合。
 - (5) その他各号に準ずる場合で、当社の業務遂行上著しく支障があるとき。
4. 前項の規定によりインターネット接続サービスの加入申込を承諾しない場合は、当社は申込者に対し、書面によりその旨を通知します。

第8条（最低利用期間）

1. インターネット接続サービスについては、最低利用期間があります。
2. 前項の最低利用期間は1年間とします。その後の利用期間は1ヶ月単位の自動更新とします。

第9条（相互接続事業者のインターネット接続サービス）

1. 加入申込者は、加入契約を締結すると同時に相互接続事業者のインターネット接続サービスについても利用契約（以下「相互接続利用契約」といいます。）を締結することになります。この場合において、その加入者は、

当社が相互接続利用契約により生じることとなる相互接続事業者の料金請求の権利を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。

2. 加入契約の解除があった場合は、その解除があったときに、相互接続利用契約についても解除されたものとします。

第10条 (契約事項の変更等)

1. 当社は、加入者から請求があったときはインターネット接続サービスの契約事項の変更を行います。
2. 加入者は、加入者回線設置場所変更について変更の請求をすることができます。この請求の内容を実施するために費用が発生するときは、加入者に負担していただきます。
3. 第2号に必要な作業は、当社が指定した業者が行うものとします。
4. 当社は、第1項又は第2項の請求があったときは、第7条（加入申込の承諾等）の規定に準じて取り扱います。
5. 当社はサービス種目の変更については、加入者からの請求があった翌月から提供するものとします。

第11条 (加入者の氏名等の変更)

加入者は、その氏名、商号、代表者、住所等に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当社に届け出るものとします。

第12条 (利用の一時中止、再開)

1. 当社は、加入者から請求があったときは、当社が提供するインターネット接続サービス利用の一時中止（その契約回線を他に転用すること無く一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。
2. 利用の一時中止を要請する場合、期間を事前に当社所定の方法で申し出てください。又、その期間を変更する場合も同様です。利用の一時中止の期間は最長1年間とします。
3. 利用の一時中止を申し出た日の属する月の翌月から、再開した日の属する月の前月までの期間の利用料金は不要とします。（加入者は利用の一時中止を申し出た月、及び再開した月の利用料金は1ヶ月分の支払を要します。）
4. 利用の一時中止の場合は、当社はサービスの停止とともに端末接続装置を撤去するものとします。撤去に伴う費用は加入者が負担するものとします。
5. 利用の再開を行う場合は、当社が別に定める費用を加入者が負担するものとします。
6. 利用の一時中止の最長期間が経過した後、加入者が利用の再開を行わない場合は、インターネット接続サービス契約は解除されたものとします。

第13条 (加入契約に基づく権利の譲渡)

1. 加入者が加入契約に基づいて、インターネット接続サービスの提供を受ける権利（以下「使用权」といいます。）の譲渡は、当社の承認を受けなければその効力を生じません。
2. 使用权の譲渡の承認を受けようとする加入者は、当社が別に定める書面により、譲受人とともに当社に請求してください。ただし、その譲渡の事実を証明する書類があるときは、譲受人が単独で請求することができます。

3. 当社は、前項の規定により使用权の譲渡の承認の請求があったときは、その譲受人がインターネット接続サービスに係る利用料金等の支払を怠り、又は怠るおそれがあるときを除きその請求を承認します。

4. 当社が使用权の譲渡を承認したときは、新しい加入者はインターネット接続サービスに係る一切の権利及び義務を継承します。

第14条（法人の加入者の地位の承継）

1. 加入者である法人が合併その他の理由により、その地位の承継があったときは、当該地位を承継した法人は当社に対し、承継したことを証明する書類を添えて、承継の日から30日以内にその旨を当社に申し出るものとします。

2. 第13条（加入契約に基づく権利の譲渡）の規定は、前項の場合について準用します。

第15条（個人の加入者の地位の承継）

1. 加入者である個人が死亡したときは、当該個人に係るインターネット接続サービスは終了します。ただし、相続開始の日から2週間を経過するまでに当社に申し出ることにより相続人（相続人が複数あるときは、遺産分割協議により加入者の地位を承継した者で1名に限る。）は引続き当該契約によるインターネット接続サービスの提供を受けることができます。この場合、相続人は死亡した加入者の当該契約上の地位を承継するものとします。

2. 第13条（加入契約に基づく権利の譲渡）の規定は、前項の場合について準用します。

第16条（当社が行う加入契約の解除）

1. 当社は、第33条（提供の停止）の規定により提供を停止されたインターネット接続サービスについて、加入者がなおその事実を解消しない場合は、インターネット接続サービスの係る加入契約を解除することがあります。

2. 当社は、加入者が第33条（提供の停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、提供の停止をしないでその加入契約を解除することがあります。

3. 当社は、前2項の規定によりその加入契約を解除しようとするときは、その加入者に解除の旨を通知もしくは催告しない場合があります。

第17条（加入者が行う加入契約の解除）

1. 加入者は、加入契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の解約申込書により通知していただきます。

2. 前項による契約解除の場合、当社は当社の電気通信設備、端末接続装置等を撤去します。この場合、撤去に係る費用は加入者が負担するものとします。

第18条（初期契約解除制度）

1. 加入者は、工事完了日から起算して8日を経過するまでの間、書面により加入契約の解除を行うことができます。

2. 本条に定める方法による加入契約の解除は、当社に対し前項の書面を発したときにその効力を生じます。

3. 本条に定める方法により加入契約が解除された場合、加入者は、損害賠償もしくは違約金その他の金銭等を請求されることはありません。ただし、本契約の解除までの期間において提供を受けたサービスの対価、及び既に工事が実施された場合の工事費は請求されます。

4. 当該請求に係る額は、料金表に定める標準工事費によるものとします。

5. 本条に定める契約解除の制度について当社が不実のことを告げたことにより加入者が告げられた内容が事実であると誤認をし、これによって加入者が8日間を経過するまでに加入契約を解除できなかった場合、当社が新たに発行する契約内容書面を受領した日から8日間は契約を解除することができます。

第3章 付加機能

第19条 (付加機能の提供)

当社は、加入者から請求があったときは、その加入契約について料金表に定める付加機能を提供します。

第20条 (付加機能の廃止)

当社は、加入契約が解除となった場合は、その契約に係る付加機能を廃止します。

第4章 端末設備等

第1節 端末設備

第21条 (端末接続装置の提供等)

1. インターネット接続サービスを受けるために必要な端末接続装置は、当社が契約に基づき設置します。
2. 加入者は、端末接続装置を動作させるために、必要な費用を負担するものとします。
3. 加入者は、端末接続装置を本来の用法に従い、善良な管理者の注意をもって使用し、加入契約が終了したときには、当社に返還するものとします。
4. 加入者は、次の各号の行為はできないものとします。万一違反した場合、当社は契約の解除及び損害金を請求する権利を有するものとします。
 - (1) 本来の用法によらない方法で当社のインターネット接続サービスを不正に受けたり、受けようとする事と。
 - (2) 端末接続装置を転貸、譲渡、質入れ等すること。
 - (3) 第25条 (端末接続装置の移転) による場合を除き、端末接続装置を定められた場所から移動したり、接続変更すること。
 - (4) 端末接続装置を分解したり、変更を加えること。
5. 加入者は、端末接続装置の性能、機能が不完全であったり、通常の使用上障害になると認められる外観上の瑕疵がある場合を除き、端末接続装置の交換を要求できないものとします。
6. 当社は、端末接続装置の老朽化又は性能が劣化した場合、当社の費用負担により端末接続装置を取り替え又は改修することができるものとし、加入者はこれに協力するものとします。
7. 加入者は、加入者の故意、過失、第三者の行為による端末接続装置の損傷、紛失等があった場合、直ちに当社に申し出るものとし、その修理、復旧に要したすべての費用を当社に支払うものとします。

8. 加入者は、返還までに生じた端末接続装置の毀損、盗難、滅失について、加入者の責に帰すべき場合には、当社に対して代替機器の購入代価又は修理代相当額を、損害賠償として支払うものとします。

第22条（端末接続装置の設置場所）

当社は、端末接続装置を原則として加入者が指定する場所に設置するものとします。

第23条（技術基準等の維持）

当社は、端末接続装置を技術基準等に適合するよう維持するものとします。

第24条（端末接続装置に異常が生じた場合の措置）

1. 加入者は、端末接続装置に異常が生じたときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
2. 前項の通知があったときは、当社の社員又は当社が指定する業者がその原因を調査し、当該装置の修理を行うものとします。
3. 第1項の異常が加入者の責に帰すべき事由により生じたときは、当該調査及び修理に関して要した費用は加入者に負担していただくこととします。

第25条（端末接続装置の移転）

当社は、加入者から請求があったときは、加入者の負担により当社又は当社が指定する業者により端末接続装置の移転を行います。

第2節 自営端末設備

第26条（自営端末設備の接続）

1. 加入者は、回線の終端に接続されている端末接続装置を介して回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、技術基準等に適合することについて指定認定機関（事業法施行規則に基づき総務大臣が指定した者をいいます。以下同じとします。）の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、その自営端末設備の名称、その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
2. 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除きその請求を承諾します。
 - (1) その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - (2) その接続が事業法施行規則で定める場合に該当するとき。
3. 当社は、前項の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
4. 前項の検査を行う場合、当社の係員は所定の証明書を提示します。
5. 加入者が自営端末設備に係る工事を行う場合、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第3条の規定に該当するときを除き、同規則第4条に規定する工事担任者資格者証の交付を受けている者にその工事を行わせ、又は実地に監督させるものとします。
6. 加入者がその自営端末を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。
7. 加入者は、回線に接続されている自営端末設備を取り外したときは、そのことを当社に通知していただきます。

第27条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）

1. 当社は、回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、加入者にその自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、加入者は正当な理由がある場合、その他事業法又は事業法施行規則で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

2. 前項の検査を行う場合、当社の係員は所定の証明書を提示します。

3. 第1項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、加入者はその自営端末設備を回線から取り外していただきます。

第5章 回線相互接続

第28条（自営電気通信設備の接続）

1. 加入者は、回線の終端に接続されている端末接続装置を介して回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称、その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

2. 当社は、前項の請求があったときは次の場合を除きその請求を承諾します。

（1）その接続が技術基準等に適合しないとき。

（2）その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法による総務大臣の認定を受けたとき。

3. 当社は、前項の請求の承諾にあたっては、事業法又は事業法施行規則で定める場合に該当するときは除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

4. 前項の検査を行う場合、当社の係員は所定の証明書を提示します。

5. 加入者が自営電気通信設備に係る工事を行う場合、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第3条の規定に該当するときは除き、同規則第4条に規定する工事担任者資格者証の交付を受けている者に工事を行わせ、又は実地に監督させるものとします。

6. 加入者がその自営電気通信設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。

7. 加入者は、回線に接続されている自営電気通信設備を取り外したいときは、そのことを当社に通知していただきます。

第29条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

当社は、回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第27条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

第30条（回線接続の請求）

1. 加入者は、その加入者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、回線と当社又は当社以外の第一種電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。

この場合、その接続を行うために使用する電気通信回線の名称、その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を、当社に提出していただきます。

2. 当社は、前項の請求があったときは、その接続に関し、その第一種電気通信事業者の承諾を得られない場合を除いて、その請求を承諾します。

第31条 (回線接続の変更)

加入者は、前条において届け出た内容を変更しようとするときは、速やかにその旨を当社に通知してください。

第6章 提供中止等

第32条 (提供の中止)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、インターネット接続サービスの提供を中止することがあります。

(1) 当社の電気設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 第34条 (提供の制限) の規定によるとき。

(3) 機器等の予期せぬ動作不良、第三者による機器等への不正アクセス又は機器等のコンピュータウイルス感染によりインターネット接続サービスを提供できない場合

(4) 火災、停電又は天災地変等の非常事態によりインターネット接続サービスの運営が不能となった場合

(5) 法令又は官公庁の命令等による措置に基づきインターネット接続サービスの提供ができない場合

(6) その他インターネット接続サービスの適正な運用上、当社がインターネット接続サービスの一時的な中止又は中断が必要であると判断した場合

2. 当社は、前項の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを加入者に通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合はこの限りではありません。

第33条 (提供の停止)

1. 当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社が定める期間 (インターネット接続サービスの料金、その他債務 (この約款の規定により支払を要することになったインターネット接続サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。) を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間) インターネット接続サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を過ぎてもなお支払わないとき。(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)

(2) インターネット接続サービスの利用料金の口座振替に用いる預金口座又は決済に用いるクレジットカードの利用が解約その他の理由により利用出来なくなったとき。

(3) 契約の申込にあたって、当社に事実と反する内容の通知を行ったこと等が判明したとき。

(4) インターネット接続サービスの利用が第54条 (禁止事項) の各号のいずれかに該当し、第56条 (情報等の削除等) 第1項第1号ないし第3号の要求を受けた加入者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じないとき。

(5) 前各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行若しく

は当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。

2. 当社は、前項の規定により提供の停止をしようとするときは、あらかじめその理由、実施期日及び期間を加入者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第34条 (提供の制限)

1. 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれのあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、及び公共の利益のため緊急に行うことを要するその他の通信を優先的に取り扱う必要があるときには、インターネット接続サービスの提供を制限又は中止する措置をとることがあります。

2. 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3. 当社は、加入者が一定時間内に当社所定の基準を超えるトラフィック量を継続的に発生させる場合、サイバー攻撃等により一定時間内に当社所定の基準を超えるトラフィック量が継続的に発生した場合、及び加入者間の公平性を確保する必要がある場合、通信量や速度を制限することができます。

第7章 整備の修理又は復旧等

第35条 (加入者の切分責任)

1. 加入者は、インターネット接続サービスの利用中において異常を発見したときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障がないことを確認の上、当社に修理の請求をするものとします。

2. 当社は、当社が設置する電気通信設備に障害が生じ、又はその設備が滅失したことを知ったときは、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を加入者にお知らせします。

3. 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を加入者にお知らせした後において、加入者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、加入者にその派遣に要した費用を負担していただきます。

第36条 (設備の修理又は復旧)

当社は、当社が設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第34条 (提供の制限) 第1項の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの
	水防機関に設置されるもの
	消防機関に設置されるもの
	災害救助機関に設置されるもの
	警察機関に設置されるもの
	防衛機関に設置されるもの
	輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの

	通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
	電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
	水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
	選挙管理機関に設置されるもの
	別表2の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの
	預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの
	国又は地方公共団体の機関に設置されるもの
3	第1順位又は第2順位に該当しないもの

第37条（電気通信設備の変更に伴う端末設備等の変更等）

当社が設置する電気通信設備について、やむを得ない限度において技術基準等の変更が生じた場合、加入者の負担により加入者の自営端末設備又は自営電気通信設備の変更、又は改造をしていただくことがあります。

第8章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

第38条（料金及び工事に関する費用）

当社が定めるインターネット接続サービスの利用料金及び工事に関する費用は、料金表に規定するほか、事業法又は事業法施行規則に基づき、当社が別に定めるとおりとします。

第2節 料金等の支払義務

第39条（料金の支払義務）

1. 加入者は、当社に対しインターネット接続サービスに係る初期費用、利用料金及び必要に応じて契約事項の変更に伴う費用を、料金表及び事業法施行規則に基づき当社が定める方法により支払うものとします。

2. 初期費用の支払義務は、第7条（加入申込の承諾等）の規定により、加入契約が成立したときに発生します。初期費用は契約解約時にも返却しないものとします。

3. 利用料金の支払義務は、第45条（課金開始日）に定める課金開始日に発生するものとします。

4. 契約事項の変更に伴う費用は、当該変更又は移転毎に発生し、その支払義務は当社が第10条（契約事項の変更等）第1項の請求を承諾したときに発生するものとします。

5. 第33条（提供の停止）の規定により、インターネット接続サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスの提供があったものとして取扱うものとします。

6. 第32条（提供の中止）の規定により、インターネット接続サービスの提供が中止された場合における当該中止期間の利用料金は、第50条（利用不能な場合の料金の支払）の規定により取扱うものとします。

7. 第16条（当社が行う加入契約の解除）、第17条（加入者が行う加入契約の解除）において加入契約の解除が生じた場合、加入者はいかなる事由がある場合でも解約料（契約解除に伴う諸費用）を支払うものとします。

第40条（工事費の支払義務）

1. 加入者は、利用申込又は工事を要する請求をし、当社の承諾を受けたときは、当社が定める工事費を支払っていただきます。ただし、工事の着手前にその加入契約の解除又はその工事の取り消しがあった場合はこの限りではありません。この場合、既にこの工事費が支払われているときは、当社はその工事費を返還します。

2. 加入者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず解除等があったときまでに着手した工事の部分についての費用を負担していただきます。

第41条（利用料金等の請求時期及び支払期日）

1. 当社は、加入者に対しインターネット接続サービスの利用料金等については、毎月分をその当月の当社が別途定める日に請求するものとします。

2. 前項の定めによりインターネット接続サービスの利用料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法によりその料金等を支払うものとします。

第3節 割増金及び延滞利息等

第42条（割増金）

加入者は、インターネット接続サービスの利用料金等の支払を不正に免れた場合は、その免れた額のほか、免れた額の2倍に相当する額を、割増金として当社が指定する期日までに支払うものとします。

第43条（延滞利息）

加入者は、料金、又は割増金等の料金以外の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から起算して支払の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を、延滞利息として当社が指定する期日までに支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合はこの限りではありません。

第44条（消費税）

加入者が当社に対しインターネット接続サービスに関する債務を支払う場合において、当該支払に要する額は、別に定める料金等の額に消費税相当額を加算した額とします。

第45条（課金開始日）

インターネット接続サービスの利用料金の課金開始日は、当社が端末接続装置と加入者の端末設備を接続し動作を確認した日の翌月1日からとします。

第46条（料金等の精算方法）

1. インターネット接続サービスの契約の解除（最低利用期間を経過する前に解除があった場合（第16条（当社が行う加入契約の解除）の規定により解除された場合を除きます。）を除きます。）の日が、月の初日以外の日であっても、利用者は当該月の利用料金を支払うものとします。

2. 最低利用期間を経過する前に契約が解除された場合におけるインターネット接続サービスの利用料金の額は、課金開始から当該最低利用期間の末日までの期間に対応する利用料金の額とし、加入者は、当社の請求に基づきその額を直ちに支払うものとします。

3. インターネット接続サービスの種別の変更、又は料金改定により利用料金の額が増加又は減少した場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日の翌月1日から適用します。

第47条（端数処理）

当社は、料金計算においてその計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第9章 保守

第48条（当社の維持責任）

当社は、当社の設置した電気通信設備を、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持するものとします。

第49条（加入者の維持責任）

加入者は、端末接続装置に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持するものとします。

第10章 損害賠償

第50条（利用不能な場合の料金の支払）

1. 当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、加入者の責めによらない理由によりその提供をしなかったときは、インターネット接続サービスが全く利用できない状態（その加入契約回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときに限り、事項により当該加入者の利用料金を精算します。ただし、加入者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、加入者はその権利を失うものとします。

2. 前項の場合において、当社は、インターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後、その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応する当該契約回線に係る料金額（月額利用料金の30分の1に利用不能日数を乗じて算出した額）を精算します。

第51条（免責）

1. 当社は、前条の場合を除き、加入者がインターネット接続サービスの利用に関して被った損害について賠償の責任を負わないものとします。

2. 当社は、インターネット接続サービスに係る設備、その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、加入者（他人に使用させる場合はその者を含みます。）に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合にそれがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

3. 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件の設定又は変更により、現に加入者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

4. 当社は、以下の各号に関して保証を行わず、これに起因する加入者の損害について一切の責任を負わないものとします。

- (1) インターネット接続サービスの完全性若しくは確実性、又は特定目的への有効性及び適合性
- (2) 加入者がインターネット接続サービスを通じて得る情報及びデータ等の完全性、正確性、確実性、有用性等
- (3) インターネット接続サービスのシステムダウン等不具合が生じないこと
- (4) インターネット接続サービスが即時性をもって提供されること
- (5) インターネット接続サービスが当社の意図によらずに中断されないこと
- (6) 当社がインターネット接続サービスに関連して加入者に提供する、試験サービス又はこれに類する名目のサービスにおいて、何等の欠陥又は瑕疵も生じないこと

5. インターネット接続サービスを通じて行われる情報及びデータ等のやり取りは全て加入者の自己責任において行われ、その結果生じた加入者のコンピューターへの損害、データの消失等は加入者に責任があるものとし、当社は免責されるものとします。

6. インターネット接続サービスに関連して加入者に発生した損害については、結果的損害、付随的損害及び逸失利益を含め、前条に定める場合を除き、一切の補償・賠償を行いません。

第11章 雑則

第52条 (機密保持)

当社及び加入者は、インターネット接続サービスの契約の履行に際し知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならないものとします。

第53条 (利用に係る加入者の義務)

1. 加入者は、以下の各号を守るものとします。

(1) 当社が加入契約に基づいて設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解しもしくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、電気通信設備に他の機械、付加、物品等を取り付けないこと。

(4) 電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2. 加入者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。

3. 当社は、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構造物等は無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該加入者はあらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、これに関して責任を負うものとします。

4. 加入者は、当社又は当社の指定する業者が電気通信設備の調整、検査、修理等を行うため、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構造物等への立ち入りを求めた場合は、協力するものとします。

第54条 (禁止事項)

加入者は、インターネット接続サービスを利用するにあたり、以下の各号の内容に該当する行為をしないものとします。

- (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
- (7) 販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
- (8) 貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付の広告を行う行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、又は消去する行為
- (11) 他者になりすましてインターネット接続サービスを利用する行為
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (13) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、又は社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (14) 他者の設備等又はインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- (15) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (16) 違法行為（けん銃等の譲渡、鉄砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (17) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (18) 人を自殺に誘引又は勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する等の行為
- (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為

(20) 犯罪や違法行為に結びつく、又はそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為

(21) その他、公序良俗に違反し、又は他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

第55条 (他人に使用させる場合の加入者の義務)

1. 加入者が、当該加入者の家族その他の者（以下「関係者」といいます。）に利用させる目的で、かつ当該関係者のインターネット接続サービスの利用に係る利用料金の負担に合意して利用契約を締結したときは、当該加入者は、当該関係者に対しても、加入者と同様にこの約款を遵守させる義務を負うものとします。

2. 前項の場合、加入者は、当該関係者が第54条（禁止事項）各号に定める禁止事項のいずれかを行い、又はその故意又は過失により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該加入者の行為とみなして、この約款の各条項が適用されるものとします。

第56条 (情報等の削除等)

1. 当社は、加入者によるインターネット接続サービスの利用が第54条（禁止事項）の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、又はその他の理由でインターネット接続サービスの運営上不相当と当社が判断した場合は、当該加入者に対し、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。

(1) 第54条（禁止事項）の各号に該当する行為をやめるように要求します。

(2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。

(3) 加入者に対して、表示した情報の削除を要求します。

(4) 事前に通知することなく、加入者が発信又は表示する情報の全部もしくは一部を削除し、又は他者が閲覧できない状態に置きます。

2. 前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第57条 (関連法令の遵守)

当社は、この約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講じるものとします。

第58条 (技術的事項及び技術資料の閲覧)

当社は、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所において、インターネット接続サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者がインターネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

附則

(実施期日)

この約款は、認可後速やかに実施します。